

「できるだし」活用商品等管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、「できるだし」商品を原材料として活用する商品等について、青森県に帰属する商標「できる」及び著作物「できるだし」ロゴマークの適正な使用を確保するため、青森県だし活協議会（以下「協議会」という。）が必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 本要綱における「できるだし」商品とは、『できるだし』ロゴマーク使用管理要綱に基づき、青森県から商標「できる」及び「できるだし」マークの著作権の使用許諾を得ただし商品とする。
- 2 本要綱における「できるだし」活用商品とは、「できるだし」商品を原材料として使用する商品であって、商品パッケージに商標「できる」又は著作物「できるだし」ロゴマーク（以下「商標等」という。）を表示する商品とする。

第3 商標等の使用

- 1 「できるだし」ロゴマークの表示は、「できるだし」商品を原材料に活用する商品は、『できるだし』ラベルデザインのルールに従うものとする。
- 2 「できるだし」活用商品は、原材料として「できるだし」を使用していることを、パッケージに表示するものとする。
- 3 「できるだし」商品を活用する商品で使用できる商標等は、次のとおりとする。
 - (1) 商標「できる」
 - (2) 著作物「できるだし」ロゴマーク

第4 使用許諾の手続き

- 1 青森県食ブランド・流通推進課長（以下「県課長」という。）は、次の手続きにより「できるだし」活用商品への商標等の使用を認める。
 - (1) 「できるだし」活用商品において、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準に定める表示内容に責任を有する者（以下「活用商品表示責任者」という。）は、当該商品の減塩に努めるものとし、当該商品において減塩に向けて工夫した内容を明記した「できるだし」活用商品誓約書（様式1）（以下「誓約書」という。）を作成し、当該商品の販売を開始する10日前までに協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
 - (2) 活用商品表示責任者は、誓約書の減塩に向けて工夫した内容に変更があったときは、速やかに「できるだし」活用商品変更届（様式2）を提出しなければならない。
 - (3) 活用商品表示責任者は、最新の厚生労働省「日本人の食事摂取基準」に基づく食塩目標量を当該商品パッケージに表示することが望ましい。
 - (4) 会長は、誓約書の写しを速やかに県課長に提出するものとする。
- 2 県課長は、以下の商品又は料理に「できるだし」商品が原材料として活用される場合には、前項によらずに商標等の使用を認める。ただし、当該商品又は料理を提供する者（以下「活用商品等提供者」という。）は、当該商品又は料理の減塩に努めるものとする。
 - (1) 消費期限3日以内の商品
 - (2) 飲食店等での提供料理

第5 使用料

商標等の使用料は無料とする。

第6 使用上の遵守事項

活用商品表示責任者及び活用商品等提供者（以下「活用商品表示責任者等」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 誓約書に記載の商品以外に使用しないこと。
- (2) 消費者から問い合わせがあった場合等に備え、誓約書に掲げる内容を証明する書類等を常備すること。
- (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用しないこと。
- (4) その他、各種の法令を遵守すること。

第7 事故、苦情等の処理

「できるだし」活用商品並びに第3の第2項に定める商品又は料理（以下「できるだし」活用商品等という。）に関する事故又は苦情については、活用商品表示責任者等が誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じなければならない。

第8 適正使用の確保

- 1 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて活用商品表示責任者等に対し報告を求め、又は確認を行うことができる。
 - (1) 要綱の規定に違反している疑いがあるとき
 - (2) 偽りその他不正の疑いがあるとき
 - (3) その他、必要と認めるとき
- 2 前項の確認等は、次の各号のいずれかの方法により行う。なお、必要に応じて専門家等を同行することができる。
 - (1) 現物又は疑義がある事項に関する書類の確認
 - (2) 現場の確認
 - (3) その他、必要と認められる方法
- 3 会長は、「できるだし」活用商品等が適正でないと認められる場合には、活用商品表示責任者等に対し改善を指導するものとする。また、改善されるまでの間、商標等の使用を一時停止させることができる。
- 4 会長は、第1項に掲げる報告又は確認の内容並びに前項に掲げる改善指導の内容及び結果等を県課長に報告するものとする。

第9 使用許諾の取り消し

- 1 県課長は、活用商品表示責任者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、商標等の使用の許諾を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたとき
 - (3) 第7の第3項の改善指導に従わないとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、商標等の使用を不相当と認めるとき
- 2 県課長は、前項の規定により許諾を取り消したときは、活用商品表示責任者等及び会長に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により許諾を取り消された者は、許諾取り消しの通知があった日以後、商標等を使用してはならない。また、既存品を回収・廃棄するとともに、廃棄完了後、県に報告しなければならない。
- 4 県課長は、活用商品表示責任者等に次の事由が生じた場合には、相手方になんら事前の通知を要せず、直ちに使用許諾を取り消すことができる。
 - (1) 手形又は小切手が不渡となったとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があったとき
 - (3) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生の手續開始の申立を自ら行ったとき又は申立てられたとき
 - (4) 解散又は会社の財産の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡（営業譲渡又は会社分

割) したとき

第10 使用の非独占性等

この要綱による商標等の使用は、活用商品表示責任者等が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではない。また、活用商品表示責任者等及び「できるだし」活用商品等について、協議会及び青森県が推奨を行うものではない。

第11 賠償責任等

- 1 協議会及び青森県は、「できるだし」活用商品等の商標等の使用許諾、使用の一時停止及び使用許諾の取り消しに起因し、活用商品表示責任者等及び原材料「できるだし」商品表示責任者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。
- 2 活用商品表示責任者等は、「できるだし」活用商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会及び青森県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 活用商品表示責任者等は、「できるだし」活用商品等の販売及び商標等の使用に際して故意又は過失により協議会及び青森県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第12 委任

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

「できるだし」活用商品誓約書

青森県だし活協議会会長 殿

「できるだし」活用商品等管理要綱第4の第1項第1号の規定により、以下のとおり提出します。

なお、商標等の使用に当たっては、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

1 商品の名称	
2 原材料として使用する 「できるだし」の区分・名称	(商品ごとの名称)
3 当該商品において減塩に向けて 工夫した内容 (「できるだし」活用商品等管理 要綱第4の第1項第1号)	
4 当該商品の発売予定日	

【添付書類等】

- ・原材料に「できるだし」を使用することを証明する書類等の写し(例:仕入台帳(伝票)、納品書、製造台帳などのうち、当該誓約書に関係するもの)
- ・3に掲げる内容を証明する書類等の写し

【「できるだし」活用商品表示責任者】

法人名(法人の場合)

代表者職・氏名

住所・所在地

印

担当者氏名
電話
メールアドレス

FAX

(様式2)

年 月 日

「できるだし」活用商品変更届

青森県だし活協議会会長 殿

「できるだし」活用商品等管理要綱第4の第1項第2号の規定により、以下のとおり提出します。

なお、商標等の使用に当たっては、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

1 商品の名称	
2 原材料として使用する 「できるだし」の区分・名称	(商品ごとの名称)
3 当該商品において減塩に向けて工夫した内容に関する変更内容 (「できるだし」活用商品等管理要綱第4の第1項第2号)	(変更前)
	(変更後)
4 変更(予定)年月日	

【添付書類等】

- ・3の「変更後」に掲げる内容を証明する書類等の写し

【「できるだし」活用商品表示責任者】

法人名(法人の場合)

代表者職・氏名

住所・所在地

印

担当者氏名

電話

メールアドレス

FAX